

在宅医療・介護連携 相談支援室のご案内



大阪市では、地域の医療・介護関係者などからの高齢者等にかかる在宅医療・介護の連携に関する相談等を支援するため、市内24区において『在宅医療・介護連携相談支援室』を設置し、在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置しています。

多職種間の連携の調整、必要に応じた情報提供等を行うことにより、多職種間の円滑な相互理解や情報の共有を行える体制を構築することをめざしています。(各区の相談支援室は裏面一覧表を参照)

開設時間

月～金曜日：9時～17時（祝日・年末年始等を除く）

支援対象者

区民に対して支援を行っている医療・介護関係者に対する支援。ただし、実情に応じて直接、区民及びその家族に対応する。

支援內容

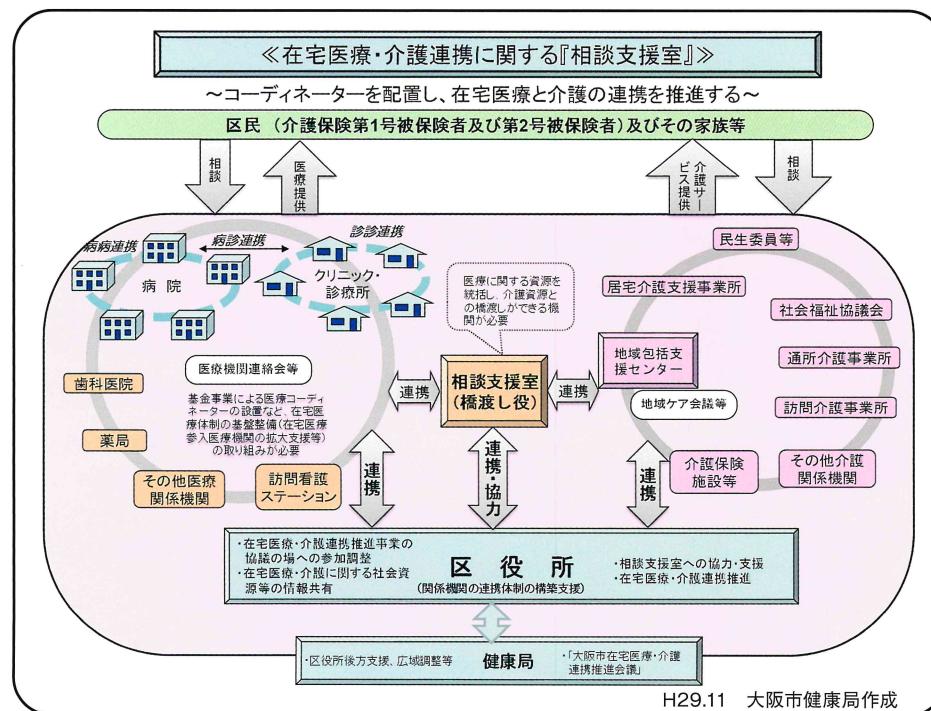
地域の医療機関や介護事業所等に対する連携調整や情報提供等。

《相談支援対象者》

- ・介護保険第1号被保険者（65歳以上）
 - ・介護保険第2号被保険者
(40歳～64歳の医療保険加入者で特定の疾病該当者)

『相談支援室』の役割

- 
 - ①医療と介護の「橋渡し役」
 - ②医療・介護関係者や関係機関との「顔の見える関係」の構築
 - ③切れ目のない医療・介護の提供体制構築のための「医療・介護分野における課題抽出と解決に向けた取組み支援」
 - ④医療・介護関係者のスムーズな「情報共有」の支援
 - ⑤区役所の在宅医療・介護連携推進事業担当職員との連携



よくある質問



- Q 在宅医療・介護連携支援コーディネーターさんってどんな人?**

A 看護師・保健師・ケアマネジャー・社会福祉士・医療ソーシャルワーカー等の資格を有する者です。

Q どんなときに相談できるの?

A 例えば、次のような場合です。

 - ・訪問診療や往診を行っている医師を探している。
 - ・ターミナル期に対応している訪問看護ステーションや薬局を教えてほしい。
 - ・退院支援のサポートと一緒に考えてほしい。
 - ・在宅療養を支えるチーム作りが難しい場合。